

和泉市下水道条例及び和泉市公共浄化槽条例の一部改正について（概要）

上下水道部お客さまサービス課
下水道整備課

1 主な改正の理由

和泉市下水道条例（第 6 条関係）及び和泉市公共浄化槽条例（第 13 条関係）

国土交通省通知（令和 6 年国水下企第 81 号）により、排水設備工事責任技術者の専属規制の緩和を行うため、排水設備工事責任技術者を営業所ごとに「専属する者」から「選任する者」に改める必要がある。

和泉市下水道条例（第 13 条関係）

大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成 6 年大阪府規則第 81 号）（以下「大阪府規則」という。）が一部改正（公布：R4.3.30、施行：R4.4.1）され、公共用水域に排出される排出水の「色及び臭気」に係る排水基準が「色」のみに見直された。和泉市下水道条例に定める排水基準は、下水道法施行令第 9 条の 11 第 1 項第 6 号により大阪府規則より厳しいものであってはならないと定められていることから、条例の規定の整備が必要である。

2 主な改正の内容

和泉市下水道条例（第 6 条関係）

排水設備等の工事の実施について規定する第 6 条の規定について、標準下水道条例（令和 6 年 4 月 1 日一部改正）と同様の改正を行い、責任技術者「が専属する業者」から「を選任している業者」に改める。

和泉市公共浄化槽条例（第 13 条関係）

排水設備の工事の実施について規定する第 13 条の規定について、合併処理浄化槽の排水設備工事における指定業者は、和泉市下水道条例第 6 条に基づく指定業者を適用することから同様に改正を行い、責任技術者「が専属する業者」から「を選任している業者」に改める。

和泉市下水道条例（第 13 条関係）

公共下水道へ排除する下水の排出基準について「色又は臭気 放流先で支障をきたすような色又は臭気を帯びていないこと。」を「色 放流先で支障をきたすような色を帯びていないこと。」に改める。

3 施行期日

公布の日から施行する。

和泉市立老人集会所条例の一部改正について（概要）

福祉部高齢介護室

1 主な改正の理由

北西部地域の公共施設の再編成及び老朽化により、国府老人集会所が芦洗公園内に移転することに伴い、条例に記載する位置表記を変更しようとするもの。

2 主な改正の内容

位置の変更【第2条関係】

和泉市立国府老人集会所の位置を和泉市府中町四丁目2番2号から和泉市府中町七丁目7番15号に改める。

3 施行期日

公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。